

旧	新	備考
<p data-bbox="549 289 878 342">令和4年度</p> <p data-bbox="409 653 1038 741">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="394 1587 1053 1640">国土交通省 北海道開発局</p>	<p data-bbox="1822 289 2151 342">令和5年度</p> <p data-bbox="1682 653 2312 741">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="1668 1587 2326 1640">国土交通省 北海道開発局</p>	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>空港工事仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総目次</b></p> <p>第1編 共通編 . . . . . 1- 1</p> <p>第2編 材料編 . . . . . 1- 82</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 . . . . . 1- 113</p> <p>第6編 河川編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂防編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダム編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道路編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港湾編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空港編 . . . . . 1- 151</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 . . . . . 2- 1</p> <p>品質管理基準及び規格値 . . . . . 2- 7</p> <p>出来形管理基準及び規格値 . . . . . 2- 39</p> <p>写真管理基準 . . . . . 2- 68</p> <p>北海道開発局独自 . . . . . 3- 1</p> <p>付 表 . . . . . 4- 1</p>	<p style="text-align: center;"><b>空港工事仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総目次</b></p> <p>第1編 共通編 . . . . . 1- 1</p> <p>第2編 材料編 . . . . . 1- 82</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 . . . . . 1- 113</p> <p>第6編 河川編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂防編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダム編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道路編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港湾編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空港編 . . . . . 1- 151</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 . . . . . 2- 1</p> <p>品質管理基準及び規格値 . . . . . 2- 7</p> <p>出来形管理基準及び規格値 . . . . . 2- 39</p> <p>写真管理基準 . . . . . 2- 68</p> <p>北海道開発局独自 . . . . . 3- 1</p> <p>付 表 . . . . . 4- 1</p>	

## 目次

注記  
3. ……開発局独自事項  
(アンダーライン)

1-PAGE

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
1-1-1-1 適用	1
1-1-1-2 用語の定義	1
1-1-1-3 設計図書の照査等	6
1-1-1-4 施工計画書	7
1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録	7
1-1-1-6 監督職員	8
1-1-1-7 工事用地等の使用	8
1-1-1-8 工事の着手	9
1-1-1-9 工事の下請負	9
1-1-1-10 施工体制台帳	9
1-1-1-11 受注者間の情報共有	10
1-1-1-12 受注者相互の協力	10
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	10
1-1-1-14 工事の一時中止	12
1-1-1-15 設計図書の変更	12
1-1-1-16 工期変更	12
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	13
1-1-1-18 工事現場発生品	14
1-1-1-19 建設副産物	14
1-1-1-20 工事完成図	16
1-1-1-21 工事完成検査	16
1-1-1-22 既済部分検査等	17
1-1-1-23 部分使用	17
1-1-1-24 施工管理	18
1-1-1-25 履行報告	19
1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求	19
1-1-1-27 工事中の安全確保	20
1-1-1-28 爆発及び火災の防止	22
1-1-1-29 後片付け	22
1-1-1-30 事故報告書	22
1-1-1-31 環境対策	23
1-1-1-32 文化財の保護	25
1-1-1-33 交通安全管理	25

## 目次

注記  
3. ……開発局独自事項  
(アンダーライン)

1-PAGE

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
1-1-1-1 適用	1
1-1-1-2 用語の定義	1
1-1-1-3 設計図書の照査等	6
1-1-1-4 施工計画書	7
1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録	7
1-1-1-6 監督職員	8
1-1-1-7 工事用地等の使用	8
1-1-1-8 工事の着手	9
1-1-1-9 工事の下請負	9
1-1-1-10 施工体制台帳	9
1-1-1-11 受注者間の情報共有	10
1-1-1-12 受注者相互の協力	10
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	10
1-1-1-14 工事の一時中止	12
1-1-1-15 設計図書の変更	12
1-1-1-16 工期変更	12
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	13
1-1-1-18 工事現場発生品	14
1-1-1-19 建設副産物	14
1-1-1-20 工事完成図	16
1-1-1-21 工事完成検査	16
1-1-1-22 既済部分検査等	17
1-1-1-23 部分使用	17
1-1-1-24 施工管理	18
1-1-1-25 履行報告	19
1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求	19
1-1-1-27 工事中の安全確保	20
1-1-1-28 爆発及び火災の防止	22
1-1-1-29 後片付け	22
1-1-1-30 事故報告書	22
1-1-1-31 環境対策	23
1-1-1-32 文化財の保護	25
1-1-1-33 交通安全管理	25

旧		新		備考		
1-1-1-34	施設管理.....	29	1-1-1-34	施設管理.....	29	
1-1-1-35	諸法令の遵守.....	29	1-1-1-35	諸法令の遵守.....	29	
1-1-1-36	官公庁等への手続等.....	32	1-1-1-36	官公庁等への手続等.....	32	
1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更.....	32	1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更.....	32	
1-1-1-38	工事測量.....	33	1-1-1-38	工事測量.....	33	
1-1-1-39	不可抗力による損害.....	33	1-1-1-39	不可抗力による損害.....	33	
1-1-1-40	特許権等.....	34	1-1-1-40	特許権等.....	34	
1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償.....	34	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償.....	34	
1-1-1-42	臨機の措置.....	35	1-1-1-42	臨機の措置.....	35	
1-1-1-43	主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自.....	35	1-1-1-43	主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自.....	35	
1-1-1-44	建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自.....	36	1-1-1-44	建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自.....	36	
<b>第2章 土 工.....</b>		<b>37</b>	<b>第2章 土 工.....</b>		<b>37</b>	
第1節 適 用.....		37	第1節 適 用.....		37	
第2節 適用すべき諸基準.....		37	第2節 適用すべき諸基準.....		37	
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工.....		37	第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工.....		37	
1-2-3-1 一般事項.....		37	1-2-3-1 一般事項.....		37	
1-2-3-2 掘削工.....		41	1-2-3-2 掘削工.....		41	
1-2-3-3 盛土工.....		42	1-2-3-3 盛土工.....		42	
1-2-3-4 盛土補強工.....		44	1-2-3-4 盛土補強工.....		44	
1-2-3-5 法面整形工.....		45	1-2-3-5 法面整形工.....		45	
1-2-3-6 堤防天端工.....		46	1-2-3-6 堤防天端工.....		46	
1-2-3-7 残土処理工.....		46	1-2-3-7 残土処理工.....		46	
第4節 道路土工.....		46	第4節 道路土工.....		46	
1-2-4-1 一般事項.....		46	1-2-4-1 一般事項.....		46	
1-2-4-2 掘削工.....		48	1-2-4-2 掘削工.....		48	
1-2-4-3 路体盛土工.....		49	1-2-4-3 路体盛土工.....		49	
1-2-4-4 路床盛土工.....		51	1-2-4-4 路床盛土工.....		51	
1-2-4-5 法面整形工.....		53	1-2-4-5 法面整形工.....		53	
1-2-4-6 残土処理工.....		53	1-2-4-6 残土処理工.....		53	
(参照：第1編1-2-3-7残土処理工.....)		46)	(参照：第1編1-2-3-7残土処理工.....)		46)	
1-2-4-7 凍上抑制層 開発局独自.....		53	1-2-4-7 凍上抑制層 開発局独自.....		53	
1-2-4-8 しゃ断層 開発局独自.....		53	1-2-4-8 しゃ断層 開発局独自.....		53	
<b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート.....</b>		<b>54</b>	<b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート.....</b>		<b>54</b>	
第1節 適 用.....		54	第1節 適 用.....		54	
第2節 適用すべき諸基準.....		54	第2節 適用すべき諸基準.....		54	
第3節 レディーミクストコンクリート.....		55	第3節 レディーミクストコンクリート.....		55	
1-3-3-1 一般事項.....		55	1-3-3-1 一般事項.....		55	
1-3-3-2 工場の選定.....		55	1-3-3-2 工場の選定.....		55	
1-3-3-3 配合.....		57	1-3-3-3 配合.....		57	
1-3-3-4 品質管理 開発局独自.....		57	1-3-3-4 品質管理 開発局独自.....		57	

旧	新	備考
第4節 コンクリートミキサー船..... 58	第4節 コンクリートミキサー船..... 58	
1-3-4-1 一般事項..... 58	1-3-4-1 一般事項..... 58	
1-3-4-2 コンクリートミキサー船の選定..... 58	1-3-4-2 コンクリートミキサー船の選定..... 58	
第5節 現場練りコンクリート..... 58	第5節 現場練りコンクリート..... 58	
1-3-5-1 一般事項..... 58	1-3-5-1 一般事項..... 58	
1-3-5-2 材料の貯蔵..... 58	1-3-5-2 材料の貯蔵..... 58	
1-3-5-3 配 合..... 58	1-3-5-3 配 合..... 58	
(参照：第1編1-3-3-3配合.....57)	(参照：第1編1-3-3-3配合..... 57)	
1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ..... 58	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ..... 58	
第6節 運搬・打設..... 60	第6節 運搬・打設..... 60	
1-3-6-1 一般事項..... 60	1-3-6-1 一般事項..... 60	
1-3-6-2 準備..... 60	1-3-6-2 準備..... 60	
1-3-6-3 運搬..... 61	1-3-6-3 運搬..... 61	
1-3-6-4 打設..... 61	1-3-6-4 打設..... 61	
1-3-6-5 締固め..... 63	1-3-6-5 締固め..... 63	
1-3-6-6 沈下ひびわれに対する処置..... 63	1-3-6-6 沈下ひびわれに対する処置..... 63	
1-3-6-7 打継目..... 63	1-3-6-7 打継目..... 63	
1-3-6-8 表面仕上げ..... 65	1-3-6-8 表面仕上げ..... 65	
1-3-6-9 養生..... 65	1-3-6-9 養生..... 65	
第7節 鉄筋工..... 66	第7節 鉄筋工..... 66	
1-3-7-1 一般事項..... 66	1-3-7-1 一般事項..... 66	
1-3-7-2 貯蔵..... 66	1-3-7-2 貯蔵..... 66	
1-3-7-3 加工..... 66	1-3-7-3 加工..... 66	
1-3-7-4 組立て..... 67	1-3-7-4 組立て..... 67	
1-3-7-5 継手..... 68	1-3-7-5 継手..... 68	
1-3-7-6 ガス圧接..... 69	1-3-7-6 ガス圧接..... 69	
第8節 型枠・支保..... 70	第8節 型枠・支保..... 70	
1-3-8-1 一般事項..... 70	1-3-8-1 一般事項..... 70	
1-3-8-2 構造..... 70	1-3-8-2 構造..... 70	
1-3-8-3 組立て..... 70	1-3-8-3 組立て..... 70	
1-3-8-4 取外し..... 71	1-3-8-4 取外し..... 71	
第9節 暑中コンクリート..... 71	第9節 暑中コンクリート..... 71	
1-3-9-1 一般事項..... 71	1-3-9-1 一般事項..... 71	
1-3-9-2 施工..... 72	1-3-9-2 施工..... 72	
1-3-9-3 養生..... 72	1-3-9-3 養生..... 72	
第10節 寒中コンクリート..... 72	第10節 寒中コンクリート..... 72	
1-3-10-1 一般事項..... 72	1-3-10-1 一般事項..... 72	
1-3-10-2 施工..... 73	1-3-10-2 施工..... 73	
1-3-10-3 養生..... 73	1-3-10-3 養生..... 73	
第11節 マスコンクリート..... 75	第11節 マスコンクリート..... 75	

旧	新	備考
1-3-11-1 一般事項..... 75	1-3-11-1 一般事項..... 75	
1-3-11-2 施工..... 75	1-3-11-2 施工..... 75	
第12節 水中コンクリート..... 75	第12節 水中コンクリート..... 75	
1-3-12-1 一般事項..... 75	1-3-12-1 一般事項..... 75	
1-3-12-2 施工..... 75	1-3-12-2 施工..... 75	
1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート..... 77	1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート..... 77	
第13節 水中不分離性コンクリート..... 77	第13節 水中不分離性コンクリート..... 77	
1-3-13-1 一般事項..... 77	1-3-13-1 一般事項..... 77	
1-3-13-2 材料の貯蔵..... 77 (参照：第1編1-3-5-2材料の貯蔵..... 58)	1-3-13-2 材料の貯蔵..... 77 (参照：第1編1-3-5-2材料の貯蔵..... 58)	
1-3-13-3 コンクリートの製造..... 77	1-3-13-3 コンクリートの製造..... 77	
1-3-13-4 運搬打設..... 78	1-3-13-4 運搬打設..... 78	
第14節 プレパックドコンクリート..... 79	第14節 プレパックドコンクリート..... 79	
1-3-14-1 一般事項..... 79	1-3-14-1 一般事項..... 79	
1-3-14-2 施工機器..... 79	1-3-14-2 施工機器..... 79	
1-3-14-3 施工..... 80	1-3-14-3 施工..... 80	
第15節 袋詰コンクリート..... 81	第15節 袋詰コンクリート..... 81	
1-3-15-1 一般事項..... 81	1-3-15-1 一般事項..... 81	
1-3-15-2 施工..... 81	1-3-15-2 施工..... 81	
<b>第2編 材 料 編..... 82</b>	<b>第2編 材 料 編..... 82</b>	
<b>第1章 一般事項..... 82</b>	<b>第1章 一般事項..... 82</b>	
第1節 適 用..... 82	第1節 適 用..... 82	
第2節 工事材料の品質..... 82	第2節 工事材料の品質..... 82	
<b>第2章 土木工事材料..... 85</b>	<b>第2章 土木工事材料..... 85</b>	
第1節 土..... 85	第1節 土..... 85	
2-2-1-1 一般事項..... 85	2-2-1-1 一般事項..... 85	
第2節 石..... 85	第2節 石..... 85	
2-2-2-1 石材..... 85	2-2-2-1 石材..... 85	
2-2-2-2 割ぐり石..... 85	2-2-2-2 割ぐり石..... 85	
2-2-2-3 雑割石..... 85	2-2-2-3 雑割石..... 85	
2-2-2-4 雑石（粗石）..... 85	2-2-2-4 雑石（粗石）..... 85	
2-2-2-5 玉 石..... 85	2-2-2-5 玉 石..... 85	
2-2-2-6 ぐり石..... 85	2-2-2-6 ぐり石..... 85	
2-2-2-7 その他の砂利、碎石、砂..... 85	2-2-2-7 その他の砂利、碎石、砂..... 85	
第3節 骨 材..... 85	第3節 骨 材..... 85	
2-2-3-1 一般事項..... 85	2-2-3-1 一般事項..... 85	
2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材..... 86	2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材..... 86	
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材..... 88	2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材..... 88	

旧		新		備考
2-2-3-4	アスファルト用再生骨材..... 92	2-2-3-4	アスファルト用再生骨材..... 92	
2-2-3-5	フィラー..... 93	2-2-3-5	フィラー..... 93	
2-2-3-6	安定材..... 94	2-2-3-6	安定材..... 94	
2-2-3-7	凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料 開発局独自..... 96	2-2-3-7	凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料 開発局独自..... 96	
2-2-3-8	路盤用材料 開発局独自..... 96	2-2-3-8	路盤用材料 開発局独自..... 96	
2-2-3-9	舗装を前提としない路盤用材料 開発局独自..... 96	2-2-3-9	舗装を前提としない路盤用材料 開発局独自..... 96	
2-2-3-10	その他の砂利、砂、碎石等 開発局独自..... 96	2-2-3-10	その他の砂利、砂、碎石等 開発局独自..... 96	
2-2-3-11	基礎及び裏込用材料 開発局独自..... 96	2-2-3-11	基礎及び裏込用材料 開発局独自..... 96	
2-2-3-12	間隙充填用材料 開発局独自..... 96	2-2-3-12	間隙充填用材料 開発局独自..... 96	
第4節	木材..... 96	第4節	木材..... 96	
2-2-4-1	一般事項..... 96	2-2-4-1	一般事項..... 96	
第5節	鋼材..... 96	第5節	鋼材..... 96	
2-2-5-1	一般事項..... 96	2-2-5-1	一般事項..... 96	
2-2-5-2	構造用圧延鋼材..... 96	2-2-5-2	構造用圧延鋼材..... 96	
2-2-5-3	軽量形鋼..... 96	2-2-5-3	軽量形鋼..... 96	
2-2-5-4	鋼管..... 97	2-2-5-4	鋼管..... 97	
2-2-5-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品..... 97	2-2-5-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品..... 97	
2-2-5-6	ボルト用鋼材..... 97	2-2-5-6	ボルト用鋼材..... 97	
2-2-5-7	溶接材料..... 97	2-2-5-7	溶接材料..... 97	
2-2-5-8	鉄線..... 97	2-2-5-8	鉄線..... 97	
2-2-5-9	ワイヤロープ..... 98	2-2-5-9	ワイヤロープ..... 98	
2-2-5-10	プレストレストコンクリート用鋼材..... 98	2-2-5-10	プレストレストコンクリート用鋼材..... 98	
2-2-5-11	鉄網..... 98	2-2-5-11	鉄網..... 98	
2-2-5-12	鋼製ぐい及び鋼矢板..... 98	2-2-5-12	鋼製ぐい及び鋼矢板..... 98	
2-2-5-13	鋼製支保工..... 98	2-2-5-13	鋼製支保工..... 98	
2-2-5-14	鉄線じゃかご..... 98	2-2-5-14	鉄線じゃかご..... 98	
2-2-5-15	コルゲートパイプ..... 98	2-2-5-15	コルゲートパイプ..... 98	
2-2-5-16	ガードレール（路側用、分離帯用）..... 98	2-2-5-16	ガードレール（路側用、分離帯用）..... 98	
2-2-5-17	ガードケーブル（路側用、分離帯用）..... 99	2-2-5-17	ガードケーブル（路側用、分離帯用）..... 99	
2-2-5-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）..... 99	2-2-5-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）..... 99	
2-2-5-19	ボックスビーム（分離帯用）..... 100	2-2-5-19	ボックスビーム（分離帯用）..... 100	
2-2-5-20	落石防止柵 開発局独自..... 100	2-2-5-20	落石防止柵 開発局独自..... 100	
2-2-5-21	雪崩発生予防柵 開発局独自..... 100	2-2-5-21	雪崩発生予防柵 開発局独自..... 100	
第6節	セメント及び混和材料..... 100	第6節	セメント及び混和材料..... 100	
2-2-6-1	一般事項..... 100	2-2-6-1	一般事項..... 100	
2-2-6-2	セメント..... 101	2-2-6-2	セメント..... 101	
2-2-6-3	混和材料..... 103	2-2-6-3	混和材料..... 103	
2-2-6-4	コンクリート用水..... 104	2-2-6-4	コンクリート用水..... 104	
第7節	セメントコンクリート製品..... 104	第7節	セメントコンクリート製品..... 104	
2-2-7-1	一般事項..... 104	2-2-7-1	一般事項..... 104	

旧	新	備考
2-2-7-2 セメントコンクリート製品..... 104	2-2-7-2 セメントコンクリート製品..... 104	
2-2-7-3 コンクリート緑石 開発局独自..... 105	2-2-7-3 コンクリート緑石 開発局独自..... 105	
2-2-7-4 側溝構造物工 開発局独自..... 105	2-2-7-4 側溝構造物工 開発局独自..... 105	
2-2-7-5 コンクリートブロック 開発局独自..... 105	2-2-7-5 コンクリートブロック 開発局独自..... 105	
2-2-7-6 護岸用コンクリートブロック（河川工事） 開発局独自..... 105	2-2-7-6 護岸用コンクリートブロック（河川工事） 開発局独自..... 105	
第8節 瀝青材料..... 105	第8節 瀝青材料..... 105	
2-2-8-1 一般瀝青材料..... 105	2-2-8-1 一般瀝青材料..... 105	
2-2-8-2 その他の瀝青材料..... 107	2-2-8-2 その他の瀝青材料..... 107	
2-2-8-3 再生用添加剤..... 107	2-2-8-3 再生用添加剤..... 107	
第9節 芝及びそだ..... 108	第9節 芝及びそだ..... 108	
2-2-9-1 芝（人工植生芝）..... 108	2-2-9-1 芝（人工植生芝）..... 108	
2-2-9-2 そだ..... 109	2-2-9-2 そだ..... 109	
第10節 目地材料..... 109	第10節 目地材料..... 109	
2-2-10-1 注入目地材..... 109	2-2-10-1 注入目地材..... 109	
2-2-10-2 目地板..... 109	2-2-10-2 目地板..... 109	
第11節 塗料..... 109	第11節 塗料..... 109	
2-2-11-1 一般事項..... 109	2-2-11-1 一般事項..... 109	
第12節 道路標識及び区画線..... 110	第12節 道路標識及び区画線..... 110	
2-2-12-1 道路標識..... 110	2-2-12-1 道路標識..... 110	
2-2-12-2 区画線..... 111	2-2-12-2 区画線..... 111	
第13節 その他..... 112	第13節 その他..... 112	
2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤..... 112	2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤..... 112	
2-2-13-2 合成樹脂製品..... 112	2-2-13-2 合成樹脂製品..... 112	
<b>第5編 空港土木工事共通編.....113</b>	<b>第5編 空港土木工事共通編.....113</b>	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 総則.....113	第1節 総則.....113	
5-1-1-1 工事中の安全確保.....113	5-1-1-1 工事中の安全確保.....113	
5-1-1-2 空港工事の留意点.....113	5-1-1-2 空港工事の留意点.....113	
5-1-1-2 情報ネットワークの活用.....115	5-1-1-2 情報ネットワークの活用.....115	
第2章 用地造成.....116	第2章 用地造成.....116	
第1節 適用.....116	第1節 適用.....116	
第2節 工場製作工.....116	第2節 工場製作工.....116	
第3節 空港土工.....116	第3節 空港土工.....116	
第4節 地盤改良工.....116	第4節 地盤改良工.....116	
第5節 法面工.....116	第5節 法面工.....116	
第6節 石・ブロック積（張）工.....116	第6節 石・ブロック積（張）工.....116	
第7節 擁壁工.....116	第7節 擁壁工.....116	
第8節 カルバート工.....117	第8節 カルバート工.....117	



旧	新	備考
第9節 小型水路工 .....117	第9節 小型水路工 .....117	
第10節 緑地工 .....117	第10節 緑地工 .....117	
2-10-1 一般事項 .....117	2-10-1 一般事項 .....117	
2-10-2 材料 .....118	2-10-2 材料 .....118	
2-10-3 植生工 .....121	2-10-3 植生工 .....121	
第11節 付帯施設工 .....123	第11節 付帯施設工 .....123	
第12節 プラストフェンス工 .....123	第12節 プラストフェンス工 .....123	
第13節 ケーブルダクト工 .....124	第13節 ケーブルダクト工 .....124	
第14節 杭工及び矢板工 .....124	第14節 杭工及び矢板工 .....124	
第15節 水中コンクリート .....124	第15節 水中コンクリート .....124	
第16節 超速硬コンクリート .....124	第16節 超速硬コンクリート .....124	
第17節 塗装工 .....124	第17節 塗装工 .....124	
第18節 溶接及び切断工 .....124	第18節 溶接及び切断工 .....124	
第19節 構造物撤去工 .....124	第19節 構造物撤去工 .....124	
第3章 基本施設舗装 .....125	第3章 基本施設舗装 .....125	
第1節 適用 .....125	第1節 適用 .....125	
第2節 工場製作工 .....125	第2節 工場製作工 .....125	
3-2-1 一般事項 .....125	3-2-1 一般事項 .....125	
第3節 空港土工 .....125	第3節 空港土工 .....125	
3-3-1 一般事項 .....125	3-3-1 一般事項 .....125	
3-3-2 材料 .....125	3-3-2 材料 .....125	
3-3-3 掘削工（切土工） .....125	3-3-3 掘削工（切土工） .....125	
3-3-4 路体盛土工 .....125	3-3-4 路体盛土工 .....125	
第4節 空港舗装工 .....125	第4節 空港舗装工 .....125	
3-4-1 一般事項 .....125	3-4-1 一般事項 .....125	
3-4-2 コンクリート舗装の材料 .....126	3-4-2 コンクリート舗装の材料 .....126	
3-4-3 アスファルト舗装の材料 .....132	3-4-3 アスファルト舗装の材料 .....132	
3-4-4 コンクリート舗装工 .....138	3-4-4 コンクリート舗装工 .....138	
3-4-5 PC舗装工 .....142	3-4-5 PC舗装工 .....142	
3-4-6 PCプレキャスト舗装工 .....142	3-4-6 PCプレキャスト舗装工 .....142	
3-4-7 アスファルト舗装工 .....142	3-4-7 アスファルト舗装工 .....142	
3-4-8 グルーピング工 .....149	3-4-8 グルーピング工 .....149	
3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料 .....149	3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料 .....149	
3-4-10 その他の砂利、砂、採石等 .....149	3-4-10 その他の砂利、砂、採石等 .....149	
第5節 飛行場標識工 .....149	第5節 飛行場標識工 .....149	
第6節 付帯施設工 .....149	第6節 付帯施設工 .....149	
第4章 舗装 .....150	第4章 舗装 .....150	
第1節 適用 .....150	第1節 適用 .....150	
第2節 工場製作工 .....150	第2節 工場製作工 .....150	

旧	新	備考
第3節 道路土工 .....150	第3節 道路土工 .....150	
第4節 舗装工 .....150	第4節 舗装工 .....150	
第5節 路面排水工 .....150	第5節 路面排水工 .....150	
第6節 防護柵工 .....150	第6節 防護柵工 .....150	
第7節 標識工 .....150	第7節 標識工 .....150	
第8節 道路付属施設工 .....150	第8節 道路付属施設工 .....150	
<b>第13編 空港編 .....151</b>	<b>第13編 空港編 .....151</b>	
第1章 用地造成 .....151	第1章 用地造成 .....151	
第1節 適用 .....151	第1節 適用 .....151	
第2節 適用すべき諸基準 .....151	第2節 適用すべき諸基準 .....151	
第3節 工場製作工 .....151	第3節 工場製作工 .....151	
第4節 空港土工 .....151	第4節 空港土工 .....151	
第5節 地盤改良工 .....151	第5節 地盤改良工 .....151	
第6節 法面工 .....151	第6節 法面工 .....151	
第7節 石・ブロック積（張）工 .....152	第7節 石・ブロック積（張）工 .....152	
第8節 擁壁工 .....152	第8節 擁壁工 .....152	
第9節 カルバート工 .....152	第9節 カルバート工 .....152	
第10節 小型水路工 .....152	第10節 小型水路工 .....152	
第11節 緑地工 .....152	第11節 緑地工 .....152	
第12節 付帯施設工 .....152	第12節 付帯施設工 .....152	
第13節 ブラストフェンス工 .....152	第13節 ブラストフェンス工 .....152	
第14節 ケーブルダクト工 .....152	第14節 ケーブルダクト工 .....152	
第15節 杭工及び矢板工 .....152	第15節 杭工及び矢板工 .....152	
第16節 水中コンクリート .....152	第16節 水中コンクリート .....152	
第17節 超速硬コンクリート .....153	第17節 超速硬コンクリート .....153	
第18節 塗装工 .....153	第18節 塗装工 .....153	
第19節 溶接及び切断工 .....153	第19節 溶接及び切断工 .....153	
第20節 構造物撤去工 .....153	第20節 構造物撤去工 .....153	
第2章 基本施設舗装 .....154	第2章 基本施設舗装 .....154	
第1節 適用 .....154	第1節 適用 .....154	
第2節 適用すべき諸基準 .....154	第2節 適用すべき諸基準 .....154	
第3節 工場製作工 .....154	第3節 工場製作工 .....154	
第4節 空港土工 .....154	第4節 空港土工 .....154	
第5節 空港舗装工 .....154	第5節 空港舗装工 .....154	
第6節 飛行場標識工 .....154	第6節 飛行場標識工 .....154	
第7節 付帯施設工 .....154	第7節 付帯施設工 .....154	

旧	新	備考
第3章 舗装 .....155 第1節 適用 .....155 第2節 適用すべき諸基準 .....155 第3節 工場製作工 .....155 第4節 道路土工 .....155 第5節 舗装工 .....155 第6節 路面排水工 .....155 第7節 防護柵工 .....155 第8節 標識工 .....155 第9節 道路付属施設工 .....155	第3章 舗装 .....155 第1節 適用 .....155 第2節 適用すべき諸基準 .....155 第3節 工場製作工 .....155 第4節 道路土工 .....155 第5節 舗装工 .....155 第6節 路面排水工 .....155 第7節 防護柵工 .....155 第8節 標識工 .....155 第9節 道路付属施設工 .....155	
空港土木工事施工管理基準及び規格値 1. 目的 .....3 2. 適用 .....3 3. 構成 .....3 4. 管理の実施 .....3 5. 管理項目及び方法 .....3 6. 規格値 .....5 7. その他 .....5	空港土木工事施工管理基準及び規格値 1. 目的 .....3 2. 適用 .....3 3. 構成 .....3 4. 管理の実施 .....3 5. 管理項目及び方法 .....3 6. 規格値 .....5 7. その他 .....5	
品質管理基準及び規格値 1. 石・ブロック積（張）工 .....9 2. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....10 3. 土工 .....13 4. 地盤改良工 .....15 5. 法面工 .....16 6. 擁壁工 .....16 7. カルバート工 .....16 8. 小型水路工 .....17 9. 緑地工 .....17 10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....18 11. ケーブルダクト工 .....18 12. 杭工及び矢板工 .....19 13. 塗装工 .....20 14. 溶接及び切断工 .....20 15. コンクリート舗装工 .....21 16. アスファルト舗装工 .....32	品質管理基準及び規格値 1. 石・ブロック積（張）工 .....9 2. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....10 3. 土工 .....13 4. 地盤改良工 .....15 5. 法面工 .....16 6. 擁壁工 .....16 7. カルバート工 .....16 8. 小型水路工 .....17 9. 緑地工 .....17 10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....18 11. ケーブルダクト工 .....18 12. 杭工及び矢板工 .....19 13. 塗装工 .....20 14. 溶接及び切断工 .....20 15. コンクリート舗装工 .....21 16. アスファルト舗装工 .....32	

旧	新	備考
17. 飛行場標識工及び標識工 .....37	17. 飛行場標識工及び標識工 .....37	
18. タイダウンリング工及びアースリング工 .....37	18. タイダウンリング工及びアースリング工 .....37	
19. 道路付属施設工 .....37	19. 道路付属施設工 .....37	
20. 脱油清掃工 .....38	20. 脱油清掃工 .....38	
21. 飛行場標識維持工 .....38	21. 飛行場標識維持工 .....38	
22. 区画線維持工 .....38	22. 区画線維持工 .....38	
23. 植木手入れ工 .....38	23. 植木手入れ工 .....38	
24. 目地修繕工 .....38	24. 目地修繕工 .....38	
25. 塗裝修繕工 .....38	25. 塗裝修繕工 .....38	
出来形管理基準及び規格値	出来形管理基準及び規格値	
1. 石・ブロック積（張）工 .....41	1. 石・ブロック積（張）工 .....41	
2. 構造物撤去工 .....41	2. 構造物撤去工 .....41	
3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....42	3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....42	
4. 土工 .....43	4. 土工 .....43	
5. 地盤改良工 .....47	5. 地盤改良工 .....47	
6. 法面工 .....49	6. 法面工 .....49	
7. 擁壁工 .....49	7. 擁壁工 .....49	
8. カルバート工 .....49	8. カルバート工 .....49	
9. 小型水路工 .....50	9. 小型水路工 .....50	
10. 緑地工 .....51	10. 緑地工 .....51	
11. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....52	11. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....52	
12. ケーブルダクト工 .....52	12. ケーブルダクト工 .....52	
13. 杭工及び矢板工 .....53	13. 杭工及び矢板工 .....53	
14. 塗装工 .....55	14. 塗装工 .....55	
15. 溶接及び切断工 .....56	15. 溶接及び切断工 .....56	
16. コンクリート舗装工 .....57	16. コンクリート舗装工 .....57	
17. アスファルト舗装工 .....61	17. アスファルト舗装工 .....61	
18. グルーピング工 .....63	18. グルーピング工 .....63	
19. 飛行場標識工及び標識工 .....64	19. 飛行場標識工及び標識工 .....64	
20. タイダウンリング工及びアースリング工 .....64	20. タイダウンリング工及びアースリング工 .....64	
21. 道路付属施設工 .....64	21. 道路付属施設工 .....64	
22. 草刈工 .....65	22. 草刈工 .....65	
23. 舗装面清掃工 .....65	23. 舗装面清掃工 .....65	
24. 脱油清掃工 .....65	24. 脱油清掃工 .....65	
25. ゴム除去工 .....65	25. ゴム除去工 .....65	
26. 排水溝清掃工 .....65	26. 排水溝清掃工 .....65	
27. 飛行場標識維持工 .....66	27. 飛行場標識維持工 .....66	
28. 区画線維持工 .....66	28. 区画線維持工 .....66	
29. 植木手入れ工 .....66	29. 植木手入れ工 .....66	

旧	新	備考
30. 目地修繕工 .....66	30. 目地修繕工 .....66	
31. 塗裝修繕工 .....66	31. 塗裝修繕工 .....66	
写真管理基準	写真管理基準	
1. 石・ブロック積（張）工 .....73	1. 石・ブロック積（張）工 .....73	
2. 構造物撤去工 .....74	2. 構造物撤去工 .....74	
3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....75	3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....75	
4. 土工 .....79	4. 土工 .....79	
5. 地盤改良工 .....83	5. 地盤改良工 .....83	
6. 擁壁工 .....85	6. 擁壁工 .....85	
7. カルバート工 .....85	7. カルバート工 .....85	
8. 小型水路工 .....86	8. 小型水路工 .....86	
9. 緑地工 .....88	9. 緑地工 .....88	
10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....91	10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....91	
11. ケーブルダクト工 .....92	11. ケーブルダクト工 .....92	
12. 杭工及び矢板工 .....93	12. 杭工及び矢板工 .....93	
13. 塗装工 .....95	13. 塗装工 .....95	
14. 溶接及び切断工 .....96	14. 溶接及び切断工 .....96	
15. コンクリート舗装工 .....98	15. コンクリート舗装工 .....98	
16. アスファルト舗装工 .....103	16. アスファルト舗装工 .....103	
17. グルーピング工 .....106	17. グルーピング工 .....106	
18. 飛行場標識工及び標識工 .....107	18. 飛行場標識工及び標識工 .....106	ページ番号整理
19. タイダウンリング工及びアースリング工 .....108	19. タイダウンリング工及びアースリング工 .....107	
20. 道路付属施設工 .....109	20. 道路付属施設工 .....108	
21. 草刈工 .....110	21. 草刈工 .....109	
22. 舗装面清掃工 .....110	22. 舗装面清掃工 .....109	
23. 脱油清掃工 .....111	23. 脱油清掃工 .....110	
24. ゴム除去工 .....111	24. ゴム除去工 .....110	
25. 排水溝清掃工 .....112	25. 排水溝清掃工 .....111	
26. 飛行場標識維持工 .....112	26. 飛行場標識維持工 .....111	
27. 区画線維持工 .....113	27. 区画線維持工 .....112	
28. 植木手入れ工 .....113	28. 植木手入れ工 .....112	
29. 除雪工 .....114	29. 除雪工 .....113	
30. 目地修繕工 .....114	30. 目地修繕工 .....113	
31. 塗裝修繕工 .....115	31. 塗裝修繕工 .....114	
段階確認一覧表 .....117	段階確認一覧表 .....115	
施工状況検査一覧表 .....119	施工状況検査一覧表 .....117	
別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 .....123	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 .....121	

旧	新	備考
<b>北海道開発局独自</b>		
<b>第1編 共通編</b>		
第1章 総則 .....7	第1章 総則 .....7	
第2節 特記事項 .....7	第2節 特記事項 .....7	
第2章 土工 .....32	第2章 土工 .....32	
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 .....32	第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 .....32	
第4節 道路土工 .....32	第4節 道路土工 .....32	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート .....34	第3章 無筋・鉄筋コンクリート .....34	
第3節 レディ-ミクストコンクリート .....34	第3節 レディ-ミクストコンクリート .....34	
第10節 寒中コンクリート .....34	第10節 寒中コンクリート .....34	
<b>第2編 材料編</b>		
第2章 土木工事材料 .....35	第2章 土木工事材料 .....35	
第1節 土工 .....35	第1節 土工 .....35	
第3節 骨材 .....35	第3節 骨材 .....35	
第5節 鋼材 .....38	第5節 鋼材 .....38	
第7節 セメントコンクリート製品 .....39	第7節 セメントコンクリート製品 .....39	
第8節 瀝青材料 .....44	第8節 瀝青材料 .....44	
第9節 芝及びそだ .....45	第9節 芝及びそだ .....45	
第12節 道路標識及び区画線 .....45	第12節 道路標識及び区画線 .....45	
<b>第3編 土木工事共通編</b>		
第2章 一般施工 .....48	第2章 一般施工 .....48	
第3節 共通の工種 .....48	第3節 共通の工種 .....48	
第6節 一般舗装工 .....49	第6節 一般舗装工 .....49	
第10節 仮設工 .....57	第10節 仮設工 .....57	
第12節 工場製作工（共通） .....57	第12節 工場製作工（共通） .....57	
第14節 法面工（共通） .....57	第14節 法面工（共通） .....57	
第15節 擁壁工（共通） .....58	第15節 擁壁工（共通） .....58	
第17節 植栽維持工 .....59	第17節 植栽維持工 .....59	

旧	新	備考
<p>付 表</p> <p>1. 空港工事に伴う工事標識 .....1</p> <p>2. 空港工事の留意点 .....2</p> <p>3. 区画線試験施工要領 .....5</p> <p>4. 試験方法 .....7</p> <p>4-1 突固め試験方法 .....7</p> <p>4-2 盛土の品質管理方法 .....8</p> <p>4-3 骨材洗い試験方法 .....9</p> <p>4-4 火山灰洗い試験方法 .....10</p> <p>4-5 火山灰強熱減量試験方法 .....11</p> <p>4-6 球体落下試験方法 .....12</p> <p>4-7 衝撃加速度試験方法 .....16</p> <p>4-8 無収縮モルタル試験方法 .....21</p> <p>4-9 有機剤反応試験方法 .....23</p> <p>5. コンクリートの耐久性向上対策 .....25</p> <p>6. 施工管理基準のとりまとめ様式 .....31</p> <p>7. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 .....84</p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 .....93</p> <p>9. 薬液注入工法 .....108</p> <p>10. 平成15年度一部改訂版北海道公共用緑化樹木等規格基準（案） .....116</p> <p>11. 建設副産物適正処理推進要綱 .....122</p> <p>12. 土木コンクリート構造物の品質確保について .....142</p> <p>13. レディーミクストコンクリートの品質確保について .....158</p> <p>14. アスファルト混合物の配合決定方法 .....164</p> <p>空港内工事に関する指針 制限区域内工事実施指針 除雪作業実施指針</p>	<p>付 表</p> <p>1. 空港工事に伴う工事標識 .....1</p> <p>2. 空港工事の留意点 .....2</p> <p>3. 区画線試験施工要領 .....5</p> <p>4. 試験方法 .....7</p> <p>4-1 突固め試験方法 .....7</p> <p>4-2 盛土の品質管理方法 .....8</p> <p>4-3 骨材洗い試験方法 .....9</p> <p>4-4 火山灰洗い試験方法 .....10</p> <p>4-5 火山灰強熱減量試験方法 .....11</p> <p>4-6 球体落下試験方法 .....12</p> <p>4-7 衝撃加速度試験方法 .....16</p> <p>4-8 無収縮モルタル試験方法 .....21</p> <p>4-9 有機剤反応試験方法 .....23</p> <p>5. コンクリートの耐久性向上対策 .....25</p> <p>6. 施工管理基準のとりまとめ様式 .....31</p> <p>7. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 .....84</p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 .....93</p> <p>9. 薬液注入工法 .....108</p> <p>10. 平成15年度一部改訂版北海道公共用緑化樹木等規格基準（案） .....116</p> <p>11. 建設副産物適正処理推進要綱 .....122</p> <p>12. 土木コンクリート構造物の品質確保について .....142</p> <p>13. レディーミクストコンクリートの品質確保について .....158</p> <p>14. アスファルト混合物の配合決定方法 .....164</p> <p>空港内工事に関する指針 制限区域内工事実施指針 除雪作業実施指針</p>	

## 第5編 空港土木工事共通編

## 第1章 総則

## 第1節 総則

## 5-1-1-1 工事中の安全確保

- (1) 受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」及び「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。
- (2) 受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続をしなければならない。
- (3) 受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、設計図書のために基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。
- (4) 空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の指示によるものとする。

## 5-1-1-2 空港工事の留意点

## (1) 総則

## 1) 一般

空港工事には、空港を新設する場合と、供用中の空港を改良整備、維持修繕する場合とがある。

改良整備、維持修繕する場合は、空港法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を確保し、慎重に施工しなければならない。

## 2) 空港工事の特殊性

空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先される。

このため、航空法などの関係法規で制限表面の遵守や制限区域における工事の実施にかかる規定などが定められており、これらの規定に抵触しないよう空港工事を実施しなければならない。

## 3) 空港工事の留意点

空港工事を実施する場合は、次の点に留意しなければならない。

- ア) 航空機の運航の安全を確保する。
- イ) 航空保安施設への影響を極力少なくする。
- ウ) その他空港の施設や空港の運用への影響を少なくする。

## (2) 空港工事に関する諸規程

## 1) 航空法

空港工事を行う場合は、航空法第49条（物件の制限など）が遵守されなければならない。  
航空法第49条では制限表面として進入表面、転移表面、水平表面などを規定しており、これらの表面の上に出る物件の設置を禁止している

## 第5編 空港土木工事共通編

## 第1章 総則

## 第1節 総則

## 5-1-1-1 工事中の安全確保

- (1) 受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」及び「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。
- (2) 受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続をしなければならない。
- (3) 受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、設計図書のために基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。
- (4) 空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の指示によるものとする。

## 5-1-1-2 空港工事の留意点

## (1) 総則

## 1) 一般

空港工事には、空港を新設する場合と、供用中の空港を改良整備、維持修繕する場合とがある。

改良整備、維持修繕する場合は、空港法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を確保し、慎重に施工しなければならない。

## 2) 空港工事の特殊性

空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先される。

このため、航空法などの関係法規で制限表面の遵守や制限区域における工事の実施にかかる規定などが定められており、これらの規定に抵触しないよう空港工事を実施しなければならない。

## 3) 空港工事の留意点

空港工事を実施する場合は、次の点に留意しなければならない。

- ア) 航空機の運航の安全を確保する。
- イ) 航空保安施設への影響を極力少なくする。
- ウ) その他空港の施設や空港の運用への影響を少なくする。

## (2) 空港工事に関する諸規程

## 1) 航空法

空港工事を行う場合は、航空法第49条（物件の制限など）が遵守されなければならない。  
航空法第49条では制限表面として進入表面、転移表面、水平表面などを規定しており、これらの表面の上に出る物件の設置を禁止している。



旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b> <b>3-2-1 一般事項</b> 受注者は、プレキャスト部材の製作について、部材の接合及び組立てが正確に行えるように施工しなければならない。</p> <p><b>第3節 空港土工</b> <b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、空港土工として掘削工（切土工）、路体盛土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>3-3-2 材料</b> 空港土木で使用する材料は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>3-3-3 掘削工（切土工）</b> 掘削工（切土工）は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>3-3-4 路体盛土工</b> 路体盛土工は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>第4節 空港舗装工</b> <b>3-4-1 一般事項</b> 1) 本節は、空港舗装工としてコンクリート舗装工、PC舗装工、PCプレキャスト舗装工、アスファルト舗装工、グルーピング工、その他これらに類する工種について定めるものとする。 2) 受注者は、施工に先立ち、境界杭及び測点杭の確認、控杭の設置、既設埋設物の確認を行い、工事の施工に支障のないようにしなければならない。 3) 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法等があるが、粒状路盤工法を標準とするものとする。 4) 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法があるが、粒度調整工法、瀝青安定処理工法を標準とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-125</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b> <b>3-2-1 一般事項</b> 受注者は、プレキャスト部材の製作について、部材の接合及び組立てが正確に行えるように施工しなければならない。</p> <p><b>第3節 空港土工</b> <b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、空港土工として掘削工（切土工）、路体盛土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>3-3-2 材料</b> 空港土木で使用する材料は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>3-3-3 掘削工（切土工）</b> 掘削工（切土工）は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>3-3-4 路体盛土工</b> 路体盛土工は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。</p> <p><b>第4節 空港舗装工</b> <b>3-4-1 一般事項</b> 1) 本節は、空港舗装工としてコンクリート舗装工、PC舗装工、PCプレキャスト舗装工、アスファルト舗装工、グルーピング工、その他これらに類する工種について定めるものとする。 2) 受注者は、施工に先立ち、境界杭及び測点杭の確認、控杭の設置、既設埋設物の確認を行い、工事の施工に支障のないようにしなければならない。 3) 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法等があるが、粒状路盤工法を標準とするものとする。 4) 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法があるが、粒度調整工法、瀝青安定処理工法を標準とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-125</p>	

旧	新	備考
<p>(2) 各層の縦方向継目の位置は 15 cm以上、又、横方向継目の位置は 1m 以上ずらさなければならない。</p> <p>(3) 供用中の滑走路及び誘導路の摺り付けは、設計図書のとおりによる。</p> <p>6. 再生粒度調整路盤、再生アスファルト安定処理路盤 再生粒度調整路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」3. に、再生アスファルト安定処理路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. に準拠する。</p> <p>7. 表層及び基層</p> <p>1) 表層及び基層の施工は、第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. を適用する。ただし、一層の仕上がり厚は 8 cm 以下とする。また、受注者は、表層を仕上げて転圧する場合は、タンデムローラ、振動ローラ（タンデム型）等を使用して、平坦に仕上げなければならない。ただし、振動ローラ（タンデム型）を仕上げ転圧に使用する場合は振動をかけてはならない。</p> <p>2) 受注者は、交通解放時の舗装表面温度を監督職員の指示による場合を除き、ストレートアスファルト混合物で 50℃以下、改質アスファルト混合物で 70℃以下としなければならない。</p> <p><b>3-4-8 グルーピング工</b> グルーピング工については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-8 グルーピング工」の規定によるものとする。</p> <p><b>3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料</b> 1) 舗装を前提としない路盤用材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 2) 品質規格、粒度については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 2 項「コンクリート舗装用材料」4. 1)～4) によるものとする。</p> <p><b>3-4-10 その他の砂利、砂、採石等</b> 1) 砂利、碎石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。 2) 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。</p> <p>1-149</p>	<p>(2) 各層の縦方向継目の位置は 15 cm以上、又、横方向継目の位置は 1m 以上ずらさなければならない。</p> <p>(3) 供用中の滑走路及び誘導路の摺り付けは、設計図書のとおりによる。</p> <p>6. 再生粒度調整路盤、再生アスファルト安定処理路盤 再生粒度調整路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」3. に、再生アスファルト安定処理路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. に準拠する。</p> <p>7. 表層及び基層</p> <p>1) 表層及び基層の施工は、第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. を適用する。ただし、一層の仕上がり厚は 8 cm 以下を<b>標準</b>とする。また、受注者は、表層を仕上げて転圧する場合は、タンデムローラ、振動ローラ（タンデム型）等を使用して、平坦に仕上げなければならない。ただし、振動ローラ（タンデム型）を仕上げ転圧に使用する場合は振動をかけてはならない。</p> <p>2) 表層及び基層の一層の仕上がり厚は、粒状路盤直上の表層又は基層を施工する場合を除き、10cm とすることも可能である。この場合、ローラマークが発生しやすいため、表層はタンデムローラ等による仕上げ転圧を行うものとし、表層及び基層の施工計画では、混合物量が多く敷き均しに時間を要すること、舗装温度が交通開放温度に達するまでの時間が長くなることに留意するひつようがある。</p> <p>3) 受注者は、交通解放時の舗装表面温度を監督職員の指示による場合を除き、ストレートアスファルト混合物で 50℃以下、改質アスファルト混合物で 70℃以下としなければならない。</p> <p><b>3-4-8 グルーピング工</b> グルーピング工については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-8 グルーピング工」の規定によるものとする。</p> <p><b>3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料</b> 1) 舗装を前提としない路盤用材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 2) 品質規格、粒度については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 2 項「コンクリート舗装用材料」4. 1)～4) によるものとする。</p> <p><b>3-4-10 その他の砂利、砂、採石等</b> 1) 砂利、碎石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。 2) 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。</p> <p>1-149</p>	<p>空港土木工事共通仕様書 2-88 標準以外の施工について追記</p>

旧

**第5節 飛行場標識工**

飛行場標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。

**第6節 付帯施設工**

付帯施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。

新

**第5節 飛行場標識工**

飛行場標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。

**第6節 付帯施設工**

付帯施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第4章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b> 工場製作工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第3節 道路土工</b> 道路土工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 舗装工</b> 舗装工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 路面排水工</b> 路面排水工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 防護柵工</b> 防護柵工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 標識工</b> 標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 道路付属施設工</b> 道路付属施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第8節「道路付属施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-150</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b> 工場製作工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第3節 道路土工</b> 道路土工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 舗装工</b> 舗装工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 路面排水工</b> 路面排水工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 防護柵工</b> 防護柵工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 標識工</b> 標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 道路付属施設工</b> 道路付属施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第8節「道路付属施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-151</p>	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第13編 空港編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 用地造成</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート工、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p>国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第2章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第2章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 地盤改良工</b></p> <p>地盤改良工の施工については、第5編、第2章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p>法面工の施工については、第5編、第2章、第5節「法面工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-151</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13編 空港編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 用地造成</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート工、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p>国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第2章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第2章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 地盤改良工</b></p> <p>地盤改良工の施工については、第5編、第2章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p>法面工の施工については、第5編、第2章、第5節「法面工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-152</p>	

旧	新	備考
<p><b>第7節 石・ブロック積（張）工</b> 石・ブロック積（張）工の施工については、第5編、第2章、第7節「石・ブロック積（張）工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 擁壁工</b> 擁壁工の施工については、第5編、第2章、第7節「擁壁工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 カルバート工</b> カルバート工の施工については、第5編、第2章、第8節「カルバート工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 小型水路工</b> 小型水路工の施工については、第5編、第2章、第9節「小型水路工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 緑地工</b> 緑地工の施工については、第5編、第2章、第10節「緑地工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 付帯施設工</b> 付帯施設工の施工については、第5編、第2章、第11節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 ブラストフェンス工</b> ブラストフェンス工の施工については、第5編、第2章、第12節「ブラストフェンス工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 ケーブルダクト工</b> ケーブルダクト工の施工については、第5編、第2章、第13節「ケーブルダクト工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 杭工及び矢板工</b> 杭工及び矢板工の施工については、第5編、第2章、第14節「杭工及び矢板工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 水中コンクリート</b> 水中コンクリートの施工については、第5編、第2章、第15節「水中コンクリート工」の規定によるものとする。</p>	<p><b>第7節 石・ブロック積（張）工</b> 石・ブロック積（張）工の施工については、第5編、第2章、第7節「石・ブロック積（張）工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 擁壁工</b> 擁壁工の施工については、第5編、第2章、第7節「擁壁工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 カルバート工</b> カルバート工の施工については、第5編、第2章、第8節「カルバート工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第10節 小型水路工</b> 小型水路工の施工については、第5編、第2章、第9節「小型水路工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第11節 緑地工</b> 緑地工の施工については、第5編、第2章、第10節「緑地工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節 付帯施設工</b> 付帯施設工の施工については、第5編、第2章、第11節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第13節 ブラストフェンス工</b> ブラストフェンス工の施工については、第5編、第2章、第12節「ブラストフェンス工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第14節 ケーブルダクト工</b> ケーブルダクト工の施工については、第5編、第2章、第13節「ケーブルダクト工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第15節 杭工及び矢板工</b> 杭工及び矢板工の施工については、第5編、第2章、第14節「杭工及び矢板工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第16節 水中コンクリート</b> 水中コンクリートの施工については、第5編、第2章、第15節「水中コンクリート工」の規定によるものとする。</p>	
1-152	1-153	

旧	新	備考
<p><b>第17節 超速硬コンクリート</b>  超速硬コンクリートの施工については、第5編、第2章、第16節「超速硬コンクリート工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第18節 塗装工</b>  塗装工の施工については、第5編、第2章、第17節「塗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第19節 溶接及び切断工</b>  溶接及び切断工の施工については、第5編、第2章、第18節「溶接及び切断工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 構造物撤去工</b>  構造物撤去工の施工については、第5編、第2章、第19節「構造物撤去工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-153</p>	<p><b>第17節 超速硬コンクリート</b>  超速硬コンクリートの施工については、第5編、第2章、第16節「超速硬コンクリート工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第18節 塗装工</b>  塗装工の施工については、第5編、第2章、第17節「塗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第19節 溶接及び切断工</b>  溶接及び切断工の施工については、第5編、第2章、第18節「溶接及び切断工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第20節 構造物撤去工</b>  構造物撤去工の施工については、第5編、第2章、第19節「構造物撤去工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-154</p>	



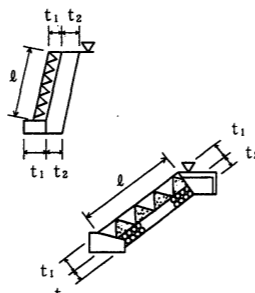
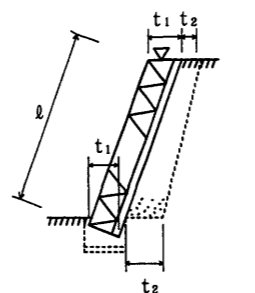
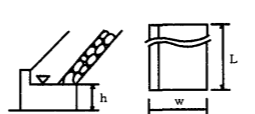
旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第2章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第3章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 空港舗装工</b></p> <p>空港舗装工の施工については、第5編、第3章、第4節「空港舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 飛行場標識工</b></p> <p>飛行場標識工の施工については、第5編、第3章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 付帯施設工</b></p> <p>付帯施設工の施工については、第5編、第3章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-154</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第3章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 空港舗装工</b></p> <p>空港舗装工の施工については、第5編、第3章、第4節「空港舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 飛行場標識工</b></p> <p>飛行場標識工の施工については、第5編、第3章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 付帯施設工</b></p> <p>付帯施設工の施工については、第5編、第3章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-155</p>	



旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p>国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第4章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 道路土工</b></p> <p>道路土工の施工については、第5編、第4章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p>舗装工の施工については、第5編、第4章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 路面排水工</b></p> <p>路面排水工の施工については、第5編、第4章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 防護柵工</b></p> <p>防護柵工の施工については、第5編、第4章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 標識工</b></p> <p>標識工の施工については、第5編、第4章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-155</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)</p> <p>国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第4章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 道路土工</b></p> <p>道路土工の施工については、第5編、第4章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p>舗装工の施工については、第5編、第4章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 路面排水工</b></p> <p>路面排水工の施工については、第5編、第4章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 防護柵工</b></p> <p>防護柵工の施工については、第5編、第4章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 標識工</b></p> <p>標識工の施工については、第5編、第4章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-156</p>	

旧	新	備考
<p data-bbox="92 142 439 178"><b>第9節 道路附属施設工</b></p> <p data-bbox="151 191 1359 268">道路附属施設工の施工については、第5編、第4章、第8節「道路附属施設工」の規定によるものとする。</p> <p data-bbox="685 1892 765 1927">1-156</p>	<p data-bbox="1359 142 1706 178"><b>第9節 道路附属施設工</b></p> <p data-bbox="1418 191 2626 268">道路附属施設工の施工については、第5編、第4章、第8節「道路附属施設工」の規定によるものとする。</p> <p data-bbox="1952 1892 2033 1927">1-157</p>	

旧	新	備考
<p data-bbox="362 422 1083 478">出来形管理基準及び規格値</p>	<p data-bbox="1638 422 2359 478">出来形管理基準及び規格値</p>	

旧								
(別表-2) 出来形管理基準及び規格値								
1. 石・ブロック積(張)工								
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) コンクリートブロック張り)	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
		法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm			
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm			
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm			
		延長 L		+規定しない、-20	cm			
	石積(張)工	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
		法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm			
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm			
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm			
		延長 L		+規定しない、-20	cm			
	場所打コンクリート工	基準高	レベル等により測定	±3舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		幅 w	スケール等により測定	+規定しない、-3	cm			
		高さ h		+規定しない、-3	cm			
		延長 L	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm			1 施工区ごとに1回

2. 構造物撤去工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
撤去工	撤去	設計図書	設計図書	設計図書	mm	設計図書	

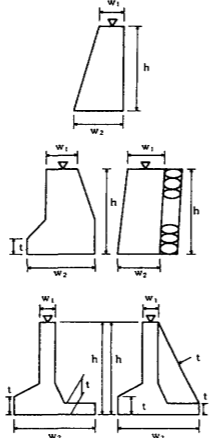
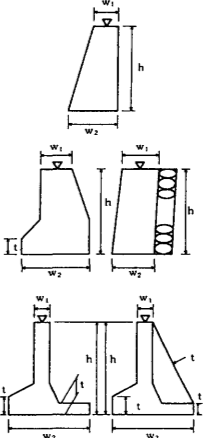
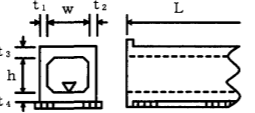
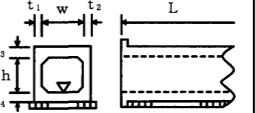
新								
(別表-2) 出来形管理基準及び規格値								
1. 石・ブロック積(張)工								
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) コンクリートブロック張り)	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
		法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm			
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm			
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm			
		延長 L		+規定しない、-20	cm			
	石積(張)工	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
		法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm			
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm			
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm			
		延長 L		+規定しない、-20	cm			
	場所打コンクリート工	基準高	レベル等により測定	±3舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工区に2箇所	参考図 	
		幅 w	スケール等により測定	+規定しない、-3	cm			
		高さ h		+規定しない、-3	cm			
		延長 L	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm			1 施工区ごとに1回

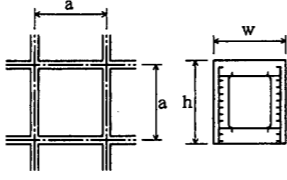
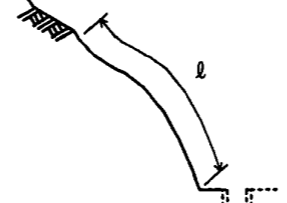
2. 構造物撤去工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
撤去工	撤去	設計図書	設計図書	設計図書	mm	設計図書	

空港土木工事共通仕様書付 2-79  
3次元計測技術を用いた管理方法について追記

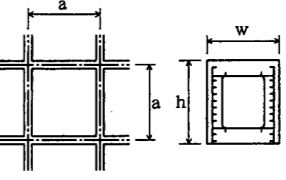
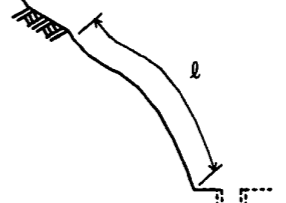
文言修正

旧							新							備考
3. 無筋、鉄筋コンクリート							3. 無筋、鉄筋コンクリート							<p>文言修正            空港土木工事共通            仕様書付録 2-81            3次元計測技術を用いた出来形管理            について追記</p>
無筋・鉄筋コンクリート	場所打擁壁工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所  参考図 	場所打擁壁工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所  参考図 	場所打擁壁工	
		厚さ t	スケール等により測定	+2、-1	cm			厚さ t	スケール等により測定	+2、-1	cm			
		裏込厚さ	スケール等により測定	+2、-1	cm			裏込厚さ	スケール等により測定	+2、-1	cm			
		幅 w1, w2	スチールテープ等により測定	±3	cm			幅 w1, w2	スチールテープ等により測定	±3	cm			
		高さ h < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			高さ h < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
		高さ h ≥ 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-10	cm			高さ h ≥ 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-10	cm			
	延長 L		+規定しない、-0	cm	延長 L		+規定しない、-0	cm	1 施工工区ごとに1回  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
	鉄筋コンクリート床版	基準高	レベル等により測定	±2 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所	鉄筋コンクリート床版	基準高	レベル等により測定	±2 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所	鉄筋コンクリート床版	
		幅	スチールテープ等により測定	±3	cm			幅	スチールテープ等により測定	±3	cm			
		厚さ	レベル等により測定	±1	cm			厚さ	レベル等により測定	±1	cm			
延長		スチールテープ等により測定	+設定しない、-0	cm	延長			スチールテープ等により測定	+設定しない、-0	cm				
場所打函渠工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所  参考図 	場所打函渠工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所  参考図 	場所打函渠工		
	厚さ t1~t4	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm			厚さ t1~t4	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm				
	幅(内法) w	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm			幅(内法) w	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm				
	高さ h	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm			高さ h	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm				
	延長 L < 20m		+規定しない、-5	cm			延長 L < 20m		+規定しない、-5	cm				
延長 L ≥ 20m		+規定しない、-10	cm	延長 L ≥ 20m		+規定しない、-10	cm							
コンクリート基礎工	1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する				1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する	コンクリート基礎工	1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する				1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する			

旧								
6. 法面工								
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
法面工	植生工	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する			mm	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する		
	法枠工 (現場打 法枠工・ 現場吹付 法枠)	法長 l<10m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(曲線部は設計図書による)		参考図
		法長 l≥10m		-20	cm			
		幅 w		-3	cm			
		高さ h		-3	cm			
		吹付枠中心 間隔 a		±10	cm			
		延長 L		-20	cm			
	法枠工 (プレキ キャスト法 枠工)	法長 l<10m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
		法長 l≥10m		-20	cm			
		延長 L		-20	cm			
	吹付工 (コンク リート) (モルタル)	法長 l<3m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-5	cm	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		参考図
		法長 l≥3m		-10	cm			
		厚さ t<5 cm	厚さ確認用打込ピン、コア又は、さく孔深の測定	-1	cm	打込みピン 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は 2 箇所をさく孔により測定		
		厚さ t≥5 cm		-2	cm			
		但し吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
延長 L		スチールテープ等により測定	-20	cm	1 施工箇所毎			

7. 擁壁工  
現場打ち擁壁工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

8. カルバート工  
現場打ちカルバート工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。なお、小型水路工に使用するカルバートは、9.「小型水路工」を適用する。

新								
6. 法面工								
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
法面工	植生工	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する			mm	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する		
	法枠工 (現場打 法枠工・ 現場吹付 法枠)	法長 l<10m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(曲線部は設計図書による)		参考図
		法長 l≥10m		-20	cm			
		幅 w		-3	cm			
		高さ h		-3	cm			
		吹付枠中心 間隔 a		±10	cm			
		延長 L		-20	cm			
	法枠工 (プレキ キャスト法 枠工)	法長 l<10m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
		法長 l≥10m		-20	cm			
		延長 L		-20	cm			
	吹付工 (コンク リート) (モルタル)	法長 l<3m	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-5	cm	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		参考図
		法長 l≥3m		-10	cm			
		厚さ t<5 cm	厚さ確認用打込ピン、コア又は、さく孔深の測定	-1	cm	打込みピン 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は 2 箇所をさく孔により測定		
		厚さ t≥5 cm		-2	cm			
		但し吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
延長 L		スチールテープ等により測定	-20	cm	1 施工箇所毎			

7. 擁壁工  
現場打ち擁壁工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

8. カルバート工  
現場打ちカルバート工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。なお、小型水路工に使用するカルバートは、9.「小型水路工」を適用する。

文言修正

旧								新								備考
10. 緑地工								10. 緑地工								空港土木工事共通 仕様書付 2-102 名称変更
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
緑地工	植樹	根付け本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回		緑地工	植樹	根付け本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回		
	支柱	支柱本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回			支柱	支柱本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回		
	移植	移植本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回			移植	移植本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回		
	張芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回			張芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回		
	筋芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回			筋芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回		
	植生工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回			種子吹付工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m <sup>2</sup>	施工後、全面積1回		
	播種工	生立本数	発芽本数の測定	+規定しない、-0 3,000本/m <sup>2</sup> 以上	本/m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup> ごとに1回	標準的には施工後 60 日経過、冬期間などは発芽時期での測定結果による。		播種工	生立本数	発芽本数の測定	+規定しない、-0 3,000本/m <sup>2</sup> 以上	本/m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup> ごとに1回	標準的には施工後 60 日経過、冬期間などは発芽時期での測定結果による。	
51								51								

旧	新	備考
<p data-bbox="546 373 905 436">写真管理基準</p>	<p data-bbox="1816 373 2175 436">写真管理基準</p>	



旧							新							備考	
17. グルーピング工							17. グルーピング工								
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	撮影箇所					撮影時期及び方法	提出枚数			
グルーピング工	施工管理	使用機械	グルーピング機械等	施工時	機械ごと各1枚		グルーピング工	施工管理	使用機械	グルーピング機械等	施工時	機械ごと各1枚			
		グルーピング	グルーピング作業状況	切削時	2枚	切削状況が判明できるように撮影する			グルーピング	グルーピング作業状況	切削時	2枚	切削状況が判明できるように撮影する		
		清掃作業	清掃作業状況	清掃状況	2枚				清掃作業	清掃作業状況	清掃状況	2枚			
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	溝の深さ、幅、間隔、クリアランスが判明できるように撮影する	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	溝の深さ、幅、間隔、クリアランスが判明できるように撮影する			
		完成	完成全景	完成時	各1枚			完成	完成全景	完成時	各1枚				
18. 飛行場標識工及び標識工							18. 飛行場標識工及び標識工								
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	撮影箇所					撮影時期及び方法	提出枚数			
飛行場標識工及び標識工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚		飛行場標識工及び標識工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚			
		路面標示	塗装状況	塗装時	施工工区ごとに2枚				路面標示	塗装状況	塗装時	施工工区ごとに2枚			
		道路標識	設置状況	設置時	施工工区ごとに2枚				道路標識	設置状況	設置時	施工工区ごとに2枚			
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値17「飛行場標識工及び標識工」の項目により材料が判明できるように撮影する	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値17「飛行場標識工及び標識工」の項目により材料が判明できるように撮影する			
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値19「飛行場標識工及び標識工」により各作業が判明できるように撮影する	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値19「飛行場標識工及び標識工」により各作業が判明できるように撮影する			
		完成	完成全景	完成時	各1枚			完成	完成全景	完成時	各1枚				

旧						新	備考
18. 飛行場標識工及び標識工							
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
飛行場標識工及び標識工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚		
		路面標示	塗装状況	塗装時	施工工区ごとに2枚		
		道路標識	設置状況	設置時	施工工区ごとに2枚		
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値17「飛行場標識工及び標識工」の項目により材料が判明できるように撮影する	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値19「飛行場標識工及び標識工」により各作業が判明できるように撮影する	
		完成	完成全景	完成時	各1枚		

前ページに集約

旧							新							備考			
19. タイダウンリング工及びアースリング工							19. タイダウンリング工及びアースリング工										
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明		
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	撮影箇所					撮影時期及び方法	提出枚数					
タイダウンリング工及びアースリング工	施工管理	タイダウンリング及びアースリング	アース接地低抗の測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚		タイダウンリング及びアースリング	アース接地低抗の測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚		タイダウンリング及びアースリング	アース接地低抗の測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚		
			タイダウンリング標識の施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚				タイダウンリング標識の施工状況	施工時			施工工区ごとに2枚				
			タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する					
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 18.「タイダウンリング工及びアースリング工」による	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 18.「タイダウンリング工及びアースリング工」による					
出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 20.「タイダウンリング工及びアースリング工」による	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 20.「タイダウンリング工及びアースリング工」による	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 20.「タイダウンリング工及びアースリング工」による
	完成	完成全景	完成時	各1枚			完成	完成全景	完成時	各1枚							

旧						新						備考
20. 道路付属施設工												
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明	
			撮影箇所	基準 撮影時期及び方法 提出枚数					撮影箇所	基準 撮影時期及び方法 提出枚数		
道路付属施設工	施工管理	防護柵	ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル、ボックスビーム 設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	道路付属施設工	施工管理	防護柵	ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル、ボックスビーム 設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		縁石	設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚			縁石	設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		アスカーブ	施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚			アスカーブ	施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 19. 「道路付属施設工」による	
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 21. 「道路付属施設工」による	
		完成	完成全景	完成時	各1枚	完成	完成全景	完成時	各1枚			

旧						新						備考																													
21. 草刈工																																									
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明																										
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	撮影箇所					撮影時期及び方法	提出枚数																													
草刈工	施工管理	使用機械		施工時	機械種別ごと各1枚	繁茂状況と同一箇所、同一角度  草処分状況（有償の範囲）	草刈工	施工管理	使用機械		施工時	機械種別ごと各1枚	繁茂状況と同一箇所、同一角度  草処分状況（有償の範囲）	草刈工	施工管理	使用機械		施工時	機械種別ごと各1枚																						
		施工状況	繁茂状況	施工時	施工回数・工種ごとに1枚又は下記数量ごと				施工状況	繁茂状況	施工時	施工回数・工種ごとに1枚又は下記数量ごと																													
		施工完了（出来形管理）	施工後					施工完了（出来形管理）	施工後																																
		草刈状況	施工中	大型：100,000㎡ごと 小型：30,000㎡ごと 肩掛：10,000㎡ごと	草刈状況			施工中	大型：100,000㎡ごと 小型：30,000㎡ごと 肩掛：10,000㎡ごと	草刈状況	施工中	草刈状況			施工中	大型：100,000㎡ごと 小型：30,000㎡ごと 肩掛：10,000㎡ごと	草刈状況	施工中	草刈状況	施工中	大型：100,000㎡ごと 小型：30,000㎡ごと 肩掛：10,000㎡ごと	草刈状況	施工中																		
		集草状況																																							
		梱包状況																																							
		積込状況																																							
		卸し状況																																							
	処分状況																																								
	出来形管理	出来形の確認		施工後	測定項目ごとに1枚			出来形管理	出来形の確認		施工後	測定項目ごとに1枚																													

22. 舗装面清掃工						22. 舗装面清掃工									
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	撮影箇所					撮影時期及び方法	提出枚数			
舗装面清掃工	施工管理	施工状況	清掃状況	施工中	滑走路：施工日ごと 誘導路：" エプロン：" 道路：1回/施工月 ターミナル地区：2回/月	日々の施工範囲を明確にすること	舗装面清掃工	施工管理	施工状況	清掃状況	施工中	滑走路：施工日ごと 誘導路：" エプロン：" 道路：1回/施工月 ターミナル地区：2回/月	日々の施工範囲を明確にすること		
		ゴミ収集		施工後	ターミナル地区：2回/月				ゴミ収集		施工後	ターミナル地区：2回/月			

旧						新						備考	
23. 脱油清掃工						23. 脱油清掃工							
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		
脱油清掃工	施工管理	施工状況	汚れの状況	施工前	10 スポットごとに1枚	施工箇所の明確化  施工区域外への流出防止措置 施工前と同一箇所、同一角度	脱油清掃工	施工管理	施工状況	汚れの状況	施工前	10 スポットごとに1枚	施工箇所の明確化  施工区域外への流出防止措置 施工前と同一箇所、同一角度
			薬剤散布状況	施工中	1組					薬剤散布状況	施工中	1組	
			清掃状況	施工中	10 スポットごとに1枚					清掃状況	施工中	10 スポットごとに1枚	
			廃油回収状況							1組			
			清掃完了	施工後	10 スポットごとに1枚					清掃完了	施工後	10 スポットごとに1枚	
処分状況		1組	処分状況		1組								
品質管理	材料の確認		搬入時	1枚		品質管理	材料の確認		搬入時	1枚			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	施工前	10 スポットごとに1枚		出来形管理	出来形の確認	測定状況	施工前	10 スポットごとに1枚			
24. ゴム除去工						24. ゴム除去工							
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
ゴム除去工	施工管理	使用機械等		施工時	機械種別ごと各1枚	溝が再生された状態 圧力頻度状況 削除	ゴム除去工	施工管理	使用機械等		施工時	機械種別ごと各1枚	溝が再生された状態 圧力頻度状況 削除
			施工状況	ゴム付着状況	施工前					全景：施工箇所ごとに1枚	施工状況	ゴム付着状況	
		除去完了	施工後	部分：施工日ごと各1枚	施工箇所ごとに1枚				除去完了	施工後	部分：施工日ごと各1枚		
		ゴム除去状況	施工時	1枚					ゴム除去状況	施工時	1枚		
		給水状況							給水状況				
ゴム回収状況	ゴム回収状況												
廃棄物処理状況			廃棄物処理状況										
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工箇所ごとに1枚		出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工箇所ごとに1枚			

旧						新						備考			
25. 排水溝清掃工						25. 排水溝清掃工									
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明		
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数					撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			
排水溝清掃工	施工管理	施工状況	泥土状況	施工前	施工回数・工種ごとに1枚又は下記数量ごと開渠、皿形、蓋付、素堀:2,000m 集水樹:100個		排水溝清掃工	施工管理	施工状況	泥土状況	施工前	施工回数・工種ごとに1枚又は下記数量ごと開渠、皿形、蓋付、素堀:2,000m 集水樹:100個			
			清掃完了	施工後		清掃完了				施工後					
			清掃状況	施工中	施工工種ごとに1枚	清掃状況				施工中	施工工種ごとに1枚				
			泥土処理状況		1枚	泥土処理状況					1枚				
26. 飛行場標識維持工						26. 飛行場標識維持工									
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明		
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数					撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			
飛行場標識維持工	施工管理	使用機械等 施工状況	塗装状況	施工前 施工時	機械種別ごと各1枚 施工工種ごとに1枚		飛行場標識維持工	施工管理	使用機械等 施工状況	塗装状況	施工前 施工時	機械種別ごと各1枚 施工工種ごとに1枚			
			品質管理	材料の確認	搬入時	材料ごとに各1枚				撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影	品質管理	材料の確認	搬入時	材料ごとに各1枚	撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影
			出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時				施工工種ごとに1枚	撮影項目は標識工の出来形管理により各作業が判明できるように撮影	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時

旧						新						備考		
27. 区画線維持工						27. 区画線維持工								
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明			
			撮影箇所	撮影時期及び方法					提出枚数	撮影箇所		撮影時期及び方法	提出枚数	
区画線維持工	施工管理	使用機械等施工状況	塗装状況	施工前施工時	機械種別ごと各1枚施工工種ごとに1枚	区画線維持工	施工管理	使用機械等施工状況	塗装状況	施工前施工時	機械種別ごと各1枚施工工種ごとに1枚	撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影		
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚		品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚		撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工種ごとに1枚		出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工種ごとに1枚		撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影	
28. 植木手入れ工						28. 植木手入れ工								
工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影		注意事項及び説明			
			撮影箇所	撮影時期及び方法					提出枚数	撮影箇所		撮影時期及び方法	提出枚数	
植木手入れ工	施工管理	施工状況	剪定状況	施工前施工時	高木、中低木：施工工区ごとに1枚 寄植：1,000 m <sup>2</sup> ごとに1枚	植木手入れ工	施工管理	施工状況	剪定状況	施工前施工時	高木、中低木：施工工区ごとに1枚 寄植：1,000 m <sup>2</sup> ごとに1枚	撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影		
				施工時						高木低木、寄植共に施工工区ごとに1枚			施工前施工時	高木、中低木：施工工区ごとに1枚 寄植：1,000 m <sup>2</sup> ごとに1枚
			施肥 薬剤散布状況 剪定枝の処分		施工時				高木低木、寄植共に施工工区ごとに1枚	施工時	高木低木、寄植共に施工工区ごとに1枚			
	品質管理	材料の確認	肥料 薬剤	搬入時 使用後	各1枚		品質管理	材料の確認	肥料 薬剤	搬入時 使用後	各1枚			



旧						新						備考					
29. 除雪工						29. 除雪工											
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明				
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数					撮影箇所	撮影時期及び方法			提出枚数			
除雪工	施工管理	借上機械		搬入時	機械ごと各1枚		除雪工	施工管理	借上機械		搬入時		機械ごと各1枚				
		上記以外の機械		搬入時	機械種別ごと各1枚				上記以外の機械		搬入時		機械種別ごと各1枚				
	施工状況	各工種施設ごと	実施ごと			施工状況		各工種施設ごと	実施ごと								
30. 目地修繕工						30. 目地修繕工											
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準			注意事項及び説明			
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数					撮影箇所	撮影時期及び方法				提出枚数		
目地修繕工	施工管理	使用機械等		施工時	機械種別ごと各1枚	混合割合等	目地修繕工	施工管理	使用機械等		施工時			機械種別ごと各1枚	混合割合等		
		施工状況	既設目地の状況 撤去状況 清掃状況 撤去完了  プライマー塗布状況  バックアップ材 挿入状況 目地材注入状況 施工完了 廃材処理状況	施工前 施工時	施工工種ごとに1枚				施工状況	既設目地の状況 撤去状況 清掃状況 撤去完了  プライマー塗布状況  バックアップ材 挿入状況 目地材注入状況 施工完了 廃材処理状況	施工前 施工時			施工工種ごとに1枚			
	品質管理	材料の確認	プライマー バックアップ材 注入目地材		搬入時 (使用後)			各1枚	品質管理	材料の確認	プライマー バックアップ材 注入目地材					搬入時 (使用後)	各1枚
			目地材混合状況		混合時			施工工区ごと			目地材混合状況			混合時		施工工区ごと	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況		測定時			目地種別ごとに1枚	出来形管理	出来形の確認	測定状況			測定時		目地種別ごとに1枚	

旧						新						備考	
31. 塗装修繕工						31. 塗装修繕工							
工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数					撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
塗装修繕工	施工管理	鋼材面の塗装	素地調整状況 塗装状況	施工前 施工時	各1枚	塗料の種類別に内容が判明できるように撮影、撮影項目は塗装工の品質管理の項目による	塗装修繕工	施工管理	鋼材面の塗装	素地調整状況 塗装状況	施工前 施工時	各1枚	塗料の種類別に内容が判明できるように撮影、撮影項目は塗装工の品質管理の項目による
	品質管理	材料の確認	塗料の種類	搬入時	各1枚			品質管理	材料の確認	塗料の種類	搬入時	各1枚	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状況 測定状況	完了時 測定時	3枚 測定項目ごとに1枚			出来形管理	出来形の確認	塗装完了状況 測定状況	完了時 測定時	3枚 測定項目ごとに1枚	

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
材料	鉄筋及び形鋼 P C鋼材 (主要資材)	現場搬入時	・試験成績表との照合	全体の30%程度
指定仮設工		設置完了時	・使用材料、高さ、幅 ・長さ、深さ、等	1回/1工事
空港土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	・土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
空港土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルドーリング実施時	・ブルドーリング実施状況	1回/1工事
路床工	路床	仕上完了時	・高さ、幅	全体の30%程度
	凍上抑制層	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
路盤工	路盤工	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
舗装工	アスファルト	各層完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	コンクリート	仕上完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	目地	施工中	・施工状況の適否(設計図との対比)	全体の30%程度
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	・使用材料、基準高、幅 ・延長、施工厚さ	1回/1工事
	置換	掘削完了時	・使用材料、幅、延長 ・置換厚さ	1回/1工事
	サンドマット	処理完了時	・使用材料、幅、延長 ・施工厚さ	1回/1工事
パーカトルレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパーレーン	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・施工位置、杭径	1回/200本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・基準高、施工位置、杭径	1回/200本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	・使用材料、深度	1回/200本
		施工完了時	・基準高、位置・間隔、杭径	1回/200本
	薬液注入	施工時	・使用材料、深度、注入量	1回/20本

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
材料	鉄筋及び形鋼 P C鋼材 (主要資材)	現場搬入時	・試験成績表との照合	全体の30%程度
指定仮設工		設置完了時	・使用材料、高さ、幅 ・長さ、深さ、等	1回/1工事
空港土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	・土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
空港土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルドーリング実施時	・ブルドーリング実施状況	1回/1工事
路床工	路床	仕上完了時	・高さ、幅	全体の30%程度
	凍上抑制層	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
路盤工	路盤工	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
舗装工	アスファルト	各層完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	コンクリート	仕上完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	目地	施工中	・施工状況の適否(設計図との対比)	全体の30%程度
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	・使用材料、基準高、幅 ・延長、施工厚さ	1回/1工事
	置換	掘削完了時	・使用材料、幅、延長 ・置換厚さ	1回/1工事
	サンドマット	処理完了時	・使用材料、幅、延長 ・施工厚さ	1回/1工事
パーカトルレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパーレーン	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・施工位置、杭径	1回/200本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・基準高、施工位置、杭径	1回/200本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	・使用材料、深度	1回/200本
		施工完了時	・基準高、位置・間隔、杭径	1回/200本
	薬液注入	施工時	・使用材料、深度、注入量	1回/20本

旧					新					備考
種別 矢板工 (仮設を除く)	細別 鋼矢板	確認時期 打込時	確認項目 ・使用材料、長さ ・溶接部の適否	確認程度 試験矢板＋ 一般：1回/150枚	種別 矢板工 (仮設を除く)	細別 鋼矢板	確認時期 打込時	確認項目 ・使用材料、長さ ・溶接部の適否	確認程度 試験矢板＋ 一般：1回/150枚	
		打込完了時	・基準高、変位				打込完了時	・基準高、変位		
	鋼管矢板	打込時	・使用材料、長さ ・溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本		鋼管矢板	打込時	・使用材料、長さ ・溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本	
		打込完了時	・基準高、変位				打込完了時	・基準高、変位		
ホーステンションT(1)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	・設計図書との対比	一般5%程度/総ケーブル数	ホーステンションT(1)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	・設計図書との対比	一般5%程度/総ケーブル数	
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	・設計図書との対比	一般10%程度/総ケーブル数			プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	・設計図書との対比	一般10%程度/総ケーブル数	
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	・使用材料、設計図書との対比	一般30%程度/1構造物			PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	・使用材料、設計図書との対比	一般30%程度/1構造物	
空港土工 (その他)	排水処理	施工中	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度	空港土工 (その他)	排水処理	施工中	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度	
	抜開、除根、表土処理	施工完了後	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度		抜開、除根、表土処理	施工完了後	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度	
植栽工	樹木類(肥料、薬剤等含む)	搬入前	・栽培地及び材料の確認	1回/1工事	植栽工	樹木類(肥料、薬剤等含む)	搬入前	・栽培地及び材料の確認	1回/1工事	
空港舗装工	ゲルベティング工	供用開始前清掃完了時	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度	空港舗装工	ゲルベティング工	供用開始前清掃完了時	・施工状況の適否 (設計図書との対比)	全体の30%程度	

旧			新			備考		
施工状況検査一覧表			施工状況検査一覧表					
工種	種別(項目)	検査時期	工種	種別(項目)	検査時期			
空港土工	掘削工 [出来形]	掘削完了時	空港土工	掘削工 [出来形]	掘削完了時			
	路体盛土工 [出来形]	盛土完了時		路体盛土工 [出来形]	盛土完了時			
	路床盛土工 [出来形]			路床盛土工 [出来形]				
	法面整形工 [出来形]	盛土・掘削完了時		法面整形工 [出来形]	盛土・掘削完了時			
	路床盛土工 [品質]	盛土施工時		路床盛土工 [品質]	盛土施工時			
地盤改良工	路床安定処理工 [出来形]	処理完了時	地盤改良工	路床安定処理工 [出来形]	処理完了時			
	置換工 [出来形]	置換完了時		置換工 [出来形]	置換完了時			
	サンドマット工 [出来形]	処理完了時		サンドマット工 [出来形]	処理完了時			
	パーチカルドレーン工 [出来形]			サンドドレーン完了時	パーチカルドレーン工 [出来形]		サンドドレーン完了時	
				ペーパードレーン完了時			ペーパードレーン完了時	
				グラベルドレーン完了時			グラベルドレーン完了時	
				載荷完了時			載荷完了時	
				ウェルポイント完了時			ウェルポイント完了時	
	締固め改良工 [出来形]	サンドコンパクションパイル完了時 ロッドコンパクション完了時		締固め改良工 [出来形]	サンドコンパクションパイル完了時 ロッドコンパクション完了時			
	固結工 [出来形]	深層混合処理完了時		固結工 [出来形]	深層混合処理完了時			
法面工	植生工 [出来形]	施工完了時	法面工	植生工 [出来形]	施工完了時			
	法面吹付工 [出来形]	施工完了時		法面吹付工 [出来形]	施工完了時			
	法枠工 [出来形]	施工完了時		法枠工 [出来形]	施工完了時			
	PC法枠工 [出来形]	施工完了時		PC法枠工 [出来形]	施工完了時			
石・ブロック柵(張)工	コンクリートブロック工 [出来形]	基礎工完了時	石・ブロック柵(張)工	コンクリートブロック工 [出来形]	基礎工完了時			
		ブロック積(張)工完了時			ブロック積(張)工完了時			
	宿・柵(張)工 [出来形]	宿柵(張)完了時		宿・柵(張)工 [出来形]	宿柵(張)完了時			
擁壁工	現場打擁壁工 [出来形]	コンクリート打設完了時	擁壁工	現場打擁壁工 [出来形]	コンクリート打設完了時			
カルバート工	現場打カルバート工 [出来形]	コンクリート打設完了時	カルバート工	現場打カルバート工 [出来形]	コンクリート打設完了時			
		プレキャストカルバート工 [出来形]			設置完了時	プレキャストカルバート工 [出来形]	設置完了時	
小型水路工	開渠工及び側溝工 [出来形]	素堀完了時	小型水路工	開渠工及び側溝工 [出来形]	素堀完了時			
		U型側溝完了時			U型側溝完了時			
		皿形側溝完了時			皿形側溝完了時			
		L型側溝完了時			L型側溝完了時			
		自由勾配側溝完了時			自由勾配側溝完了時			
	管渠工 [出来形]	据付完了時	管渠工 [出来形]	据付完了時				
	吐出し口工 [出来形]	施工完了時	吐出し口工 [出来形]	施工完了時				
	集水柵・マンホール工 [出来形]	施工完了時	集水柵・マンホール工 [出来形]	施工完了時				
地下排水工 [出来形]	配水管布設完了時	地下排水工 [出来形]	配水管布設完了時					
緑地工	植生工 [出来形]	張芝完了時	緑地工	植生工 [出来形]	張芝完了時			
		筋芝完了時			筋芝完了時			
		播種完了時			播種完了時			
		植生盤完了時			植生盤完了時			
		植栽工 [出来形]			植付完了時	植栽工 [出来形]	植付完了時	
	幹巻完了時	幹巻完了時	幹巻完了時					
	支柱完了時	支柱完了時	支柱完了時					
			移植完了時			移植完了時		

旧			新			備考	
工種	種別(項目)	検査時期	工種	種別(項目)	検査時期		
消防水利施設工		〔出来形〕 施行完了時	消防水利施設工		〔出来形〕 施行完了時		
付帯施設工	柵工	〔出来形〕 木柵完了時	付帯施設工	柵工	〔出来形〕 木柵完了時		
		鋼製フェンス・FRP フェンス完了時			鋼製フェンス・FRP フェンス完了時		
	用地境界杭工	〔出来形〕 設置完了時		用地境界杭工	〔出来形〕 設置完了時		
ブラストフェンス工	ブラストフェンス基礎工	〔出来形〕 基礎工事完了時	ブラストフェンス工	ブラストフェンス基礎工	〔出来形〕 基礎工事完了時		
		〔出来形〕 設置完了時			〔出来形〕 設置完了時		
		〔出来形〕 塗装完了時			〔出来形〕 塗装完了時		
ケーブルダクト工	管路工	〔出来形〕 布設完了時	ケーブルダクト工	管路工	〔出来形〕 布設完了時		
		〔出来形〕 設置完了時			〔出来形〕 設置完了時		
		〔出来形〕 設置完了時			〔出来形〕 設置完了時		
杭工及び矢板工	既製杭工	〔出来形〕 鋼杭完了時	杭工及び矢板工	既製杭工	〔出来形〕 鋼杭完了時		
		既製コンクリート杭完了時			既製コンクリート杭完了時		
		〔出来形〕 鋼矢板・鋼管矢板完了時			〔出来形〕 鋼矢板・鋼管矢板完了時		
		コンクリート矢板完了時			コンクリート矢板完了時		
構造物撤去工	構造物取壊し工	〔出来形〕 取壊し完了時	構造物撤去工	構造物取壊し工	〔出来形〕 取壊し完了時		
		〔出来形〕 撤去完了時			〔出来形〕 撤去完了時		
		〔出来形〕 撤去完了時			〔出来形〕 撤去完了時		
空港舗装工	無筋コンクリート舗装工	〔出来形〕 下層路盤完了時	空港舗装工	無筋コンクリート舗装工	〔出来形〕 下層路盤完了時		
		上層路盤完了時			上層路盤完了時		
		舗装完了時			舗装完了時		
	無筋コンクリート舗装工	〔品質〕 下層路盤施工時	無筋コンクリート舗装工	〔品質〕 下層路盤施工時			
		上層路盤施工時		上層路盤施工時			
	PC 舗装工	〔出来形〕 横締作業完了時	PC 舗装工	〔出来形〕 横締作業完了時			
		〔出来形〕 縦締作業完了時		〔出来形〕 縦締作業完了時			
	PC プレキャスト舗装工	〔出来形〕 PC鋼線・鉄筋組立完了時	PC プレキャスト舗装工	〔出来形〕 PC鋼線・鉄筋組立完了時			
		(工場製作を除く)		(工場製作を除く)			
	アスファルト舗装工	〔出来形〕	下層路盤完了時	アスファルト舗装工	〔出来形〕		下層路盤完了時
			上層路盤完了時				上層路盤完了時
			基層完了時			基層完了時	
表層完了時			表層完了時				
アスファルト舗装工	〔品質〕	下層路盤施工時	アスファルト舗装工	〔品質〕	下層路盤施工時		
		上層路盤施工時			上層路盤施工時		
飛行場標識工	飛行場標識工	〔出来形〕 マーキング完了時	飛行場標識工	飛行場標識工	〔出来形〕 マーキング完了時		
付帯施設工	タイダウンリング工	〔出来形〕 施工完了時	付帯施設工	タイダウンリング工	〔出来形〕 施工完了時		
		〔出来形〕 施工完了時			〔出来形〕 施工完了時		
道路土工	掘削工	〔出来形〕 掘削完了時	道路土工	掘削工	〔出来形〕 掘削完了時		
		〔出来形〕 盛土完了時			〔出来形〕 盛土完了時		
	路体盛土工	〔出来形〕		路体盛土工	〔出来形〕		
	路床盛土工	〔出来形〕		路床盛土工	〔出来形〕		
	法面整形工	〔出来形〕 盛土・掘削完了時		法面整形工	〔出来形〕 盛土・掘削完了時		
路床盛土工	〔品質〕 盛土施工時	路床盛土工	〔品質〕 盛土施工時				



旧			新			備考
工種	種別(項目)	検査時期	工種	種別(項目)	検査時期	
舗装工	アスファルト舗装工 [出来形]	下層路盤完了時	舗装工	アスファルト舗装工 [出来形]	下層路盤完了時	
		上層路盤完了時			上層路盤完了時	
		基層完了時			基層完了時	
		表層完了時			表層完了時	
	アスファルト舗装工 [品質]	下層路盤施工時		アスファルト舗装工 [品質]	下層路盤施工時	
		上層路盤施工時			上層路盤施工時	
	無筋コンクリート舗装工 [出来形]	下層路盤完了時		無筋コンクリート舗装工 [出来形]	下層路盤完了時	
		上層路盤完了時			上層路盤完了時	
舗装完了時		舗装完了時				
無筋コンクリート舗装工 [品質]	下層路盤施工時	無筋コンクリート舗装工 [品質]	下層路盤施工時			
	上層路盤施工時		上層路盤施工時			
路面排水工	側溝工 [出来形]	施工完了時	路面排水工	側溝工 [出来形]	施工完了時	
	管渠工 [出来形]	施工完了時		管渠工 [出来形]	施工完了時	
	街渠柵・マンホール工 [出来形]	施工完了時		街渠柵・マンホール工 [出来形]	施工完了時	
防護柵工	路側防護柵工 [出来形]	施工完了時	防護柵工	路側防護柵工 [出来形]	施工完了時	
標識工	小型標識工 [出来形]	設置完了時	標識工	小型標識工 [出来形]	設置完了時	
	大型標識工 [出来形]	設置完了時		大型標識工 [出来形]	設置完了時	
道路付属施設工	区画線工 [出来形]	施工完了時	道路付属施設工	区画線工 [出来形]	施工完了時	
	縁石工 [出来形]	施工完了時		縁石工 [出来形]	施工完了時	
	アスカープ [出来形]	施工完了時		アスカープ [出来形]	施工完了時	
草刈工	草刈工 [出来形]	大型機械刈完了時	草刈工 [出来形]	草刈工 [出来形]	大型機械刈完了時	
		小型機械刈完了時			小型機械刈完了時	
		肩掛機械刈完了時			肩掛機械刈完了時	
清掃工	舗装清掃工 [出来形]	機械清掃完了後	清掃工	舗装清掃工 [出来形]	機械清掃完了後	
	脱油清掃工 [出来形]	清掃完了後		脱油清掃工 [出来形]	清掃完了後	
	ゴム除去工 [出来形]	除去完了後		ゴム除去工 [出来形]	除去完了後	
	排水溝清掃工 [出来形]	開渠完了時		排水溝清掃工 [出来形]	開渠完了時	
		皿形排水溝完了時			皿形排水溝完了時	
		蓋付排水溝完了時			蓋付排水溝完了時	
		素堀排水溝完了時			素堀排水溝完了時	
	集水樹完了時	集水樹完了時				
	道路付属物清掃工 [出来形]	清掃完了時		道路付属物清掃工 [出来形]	清掃完了時	
	地下道清掃工 [出来形]	清掃完了時		地下道清掃工 [出来形]	清掃完了時	
標識維持工	飛行場標識維持工 [出来形]	路面表示完了後	標識維持工	飛行場標識維持工 [出来形]	路面表示完了後	
	区画線維持工 [出来形]	路面表示完了後		区画線維持工 [出来形]	路面表示完了後	
植栽維持工	植木手入れ工 [出来形]	手入れ完了時	植栽維持工	植木手入れ工 [出来形]	手入れ完了時	
緊急補修工	緊急補修工 [出来形]	補修完了後	緊急補修工	緊急補修工 [出来形]	補修完了後	
除雪工	除雪 [出来形]	除雪完了時	除雪工	除雪 [出来形]	除雪完了時	
用地修繕工	植生修繕工 [出来形]	修繕完了時	用地修繕工	植生修繕工 [出来形]	修繕完了時	
空港舗装修繕工	無筋コンクリート舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時	空港舗装修繕工	無筋コンクリート舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時	
		修繕完了時			修繕完了時	
	路面切削工 [出来形]	切削完了時		路面切削工 [出来形]	切削完了時	
	オーバーレイ工 [出来形]	オーバーレイ完了時		オーバーレイ工 [出来形]	オーバーレイ完了時	
	切削オーバーレイ工 [出来形]	切削・オーバーレイ完了時		切削オーバーレイ工 [出来形]	切削・オーバーレイ完了時	
	アスファルト舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時		アスファルト舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時	
	半たわみ性舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時		半たわみ性舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時	
	グルーピング工 [出来形]	修繕完了時		グルーピング工 [出来形]	修繕完了時	

旧

工種	種別（項目）	検査時期
舗装修繕工	アスファルト舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	半たわみ性舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	コンクリート舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	路面切削工 [出来形]	切削完了時
	オーバーレイ工 [出来形]	オーバーレイ完了時
	切削オーバーレイ工 [出来形]	切削・オーバーレイ完了時
構造物修繕工	ひび割れ修繕工 [出来形]	修繕完了時
	目地修繕工 [出来形]	修繕完了時
	欠損部修繕工 [出来形]	修繕完了時
	柵修繕工 [出来形]	修繕完了時
	ブラストフェンス修繕工 [出来形]	修繕完了時
	側溝修繕工 [出来形]	修繕完了時
	管渠修繕工 [出来形]	修繕完了時
	街渠柵・マンホール修繕工 [出来形]	修繕完了時
	付属施設修繕工 [出来形]	修繕完了時
	塗装修繕工 [出来形]	修繕完了時

新

工種	種別（項目）	検査時期
舗装修繕工	アスファルト舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	半たわみ性舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	コンクリート舗装修繕工 [出来形]	修繕完了時
	路面切削工 [出来形]	切削完了時
	オーバーレイ工 [出来形]	オーバーレイ完了時
	切削オーバーレイ工 [出来形]	切削・オーバーレイ完了時
構造物修繕工	ひび割れ修繕工 [出来形]	修繕完了時
	目地修繕工 [出来形]	修繕完了時
	欠損部修繕工 [出来形]	修繕完了時
	柵修繕工 [出来形]	修繕完了時
	ブラストフェンス修繕工 [出来形]	修繕完了時
	側溝修繕工 [出来形]	修繕完了時
	管渠修繕工 [出来形]	修繕完了時
	街渠柵・マンホール修繕工 [出来形]	修繕完了時
	付属施設修繕工 [出来形]	修繕完了時
	塗装修繕工 [出来形]	修繕完了時

備考



旧	新	備考
<p style="text-align: center;">別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準（案）の別紙—3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工 事 名</li> <li>② 工 種 等</li> <li>③ 測点（位置）</li> </ul> <p style="text-align: center;">123</p>	<p style="text-align: center;">別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準（案）の別紙—3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工 事 名</li> <li>② 工 種 等</li> <li>③ 測点（位置）</li> </ul> <p style="text-align: center;">121</p>	

旧	新	備考
<p>④ 設 計 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準（案）の別表—3の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。 (5) 写真管理基準（案）の別表—3に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出  工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1) 撮影写真の原本 工事写真の原本とは、写真管理基準（案）の別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影</p>	<p>④ 設 計 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準（案）の別表—3の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。 (5) 写真管理基準（案）の別表—3に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出  工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1) 撮影写真の原本 工事写真の原本とは、写真管理基準（案）の別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影</p>	

旧	新	備考
<p>した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容等がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳  工事写真帳は、写真管理基準（案）の別表—3「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p style="text-align: center;">124</p>	<p>した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容等がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳  工事写真帳は、写真管理基準（案）の別表—3「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p style="text-align: center;">123</p>	